

○ 太田市外三町広域清掃組合一般職  
の職員の通勤手当の支給に関する  
規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 9 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する条例(平成 1 1 年条例第 1 9 号。以下「条例」という。)の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合一般職の職員に対して支給する通勤手当に関しては、太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則(平成 1 7 年太田市規則第 6 5 号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号)

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。